

平成 20 年度愛知県食品表示ウォッチャー研修会・依頼式を開催しました。

愛知県では、食品表示の適正化を図るため、消費者の方々に日常の買い物行動の中で食品表示状況をモニタリングしていただく、食品表示ウォッチャー制度を平成 15 年度より実施しています。

本年度は、県内全域から 150 名の方にウォッチャーを依頼することとし、5 月 29 日（木）西三河総合庁舎において、西三河及び豊田加茂地域を中心とする約 30 名の方の研修会・依頼式が開催されました。

研修会では、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（通称：JAS 法）に基づく食品表示制度について学んでいただき、食品の表示に関する理解を深めていただきました。

今後、ウォッチャーとなられた方には、買い物行動を通じて食品の表示状況を観察し、その結果を年 4 回報告していただくとともに、不適切な表示事例や情報を入手した場合には速やかに情報提供していただきます。



研修会



依頼状の交付